

放課後児童支援員等処遇改善等事業の概要

趣旨

放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

※ 支援の単位ごとに、以下の1又は2のいずれかの補助を受けることが可能。

1 非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

補助要件

- (1) 平日は、18時30分を超えて開所していること
- (2) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置(常勤、非常勤は問わない)
- (3) 平成25年度の賃金に対する改善を行っていること

【補助の内容】

上記(2)の職員の賃金改善経費として1支援の単位当たり年額1,581千円(負担割合:国、県、市各1/3ずつ)を補助
 ※ 1,581千円を何人の職員で分けてもよい。

2 常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業

補助要件

- (1) 平日は、18時30分を超えて開所していること
- (2) 上記1(2)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携、協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置
- (3) 平成25年度の賃金に対する改善を行っていること

【補助の内容】

上記(2)の常勤職員を配置するための追加費用として、
 1支援の単位当たり年額2,932千円(負担割合:国、県、市各1/3ずつ)を補助
 ※ 2,932千円を何人の常勤職員で分けてもよい。

37

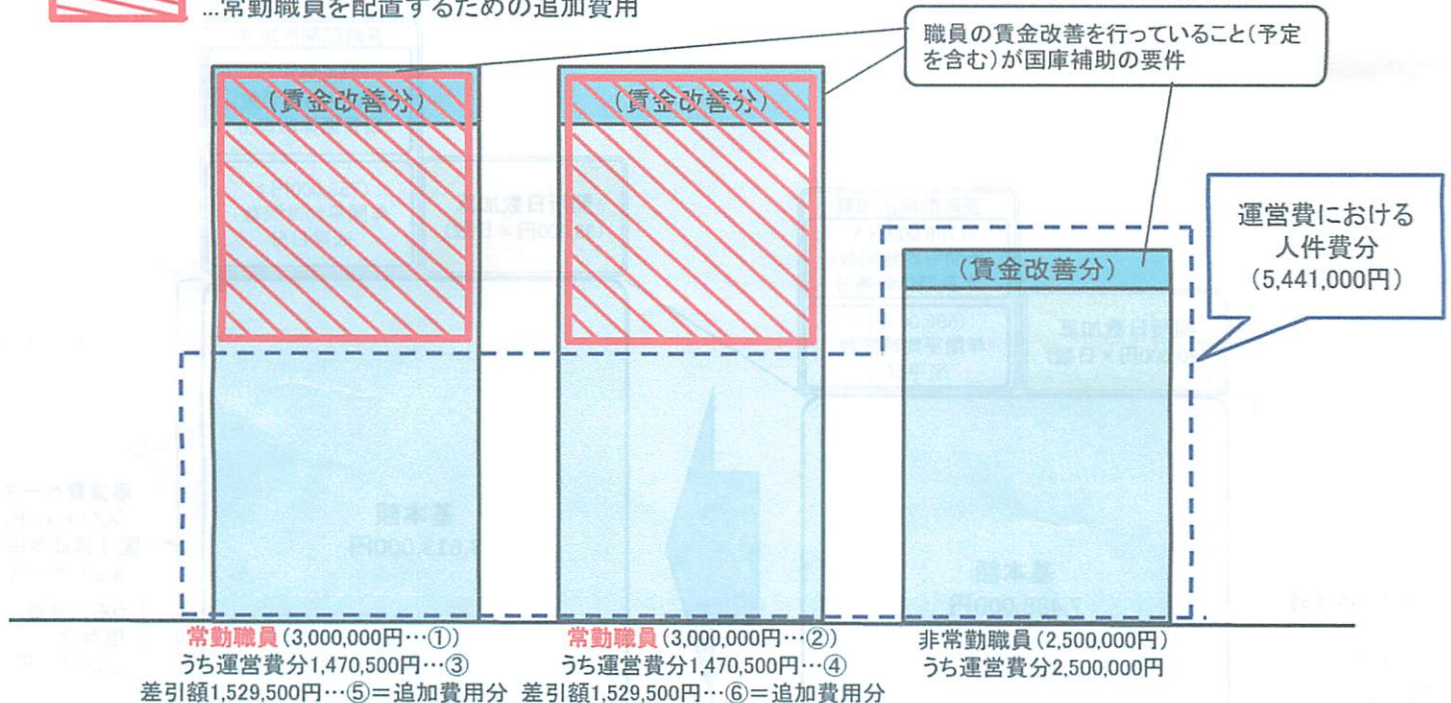
「常勤職員を配置するための追加費用」について

放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費の算定の考え方の例①

◇一の支援の単位における職員配置の状況(「児童の数」が40人の場合)



...常勤職員を配置するための追加費用



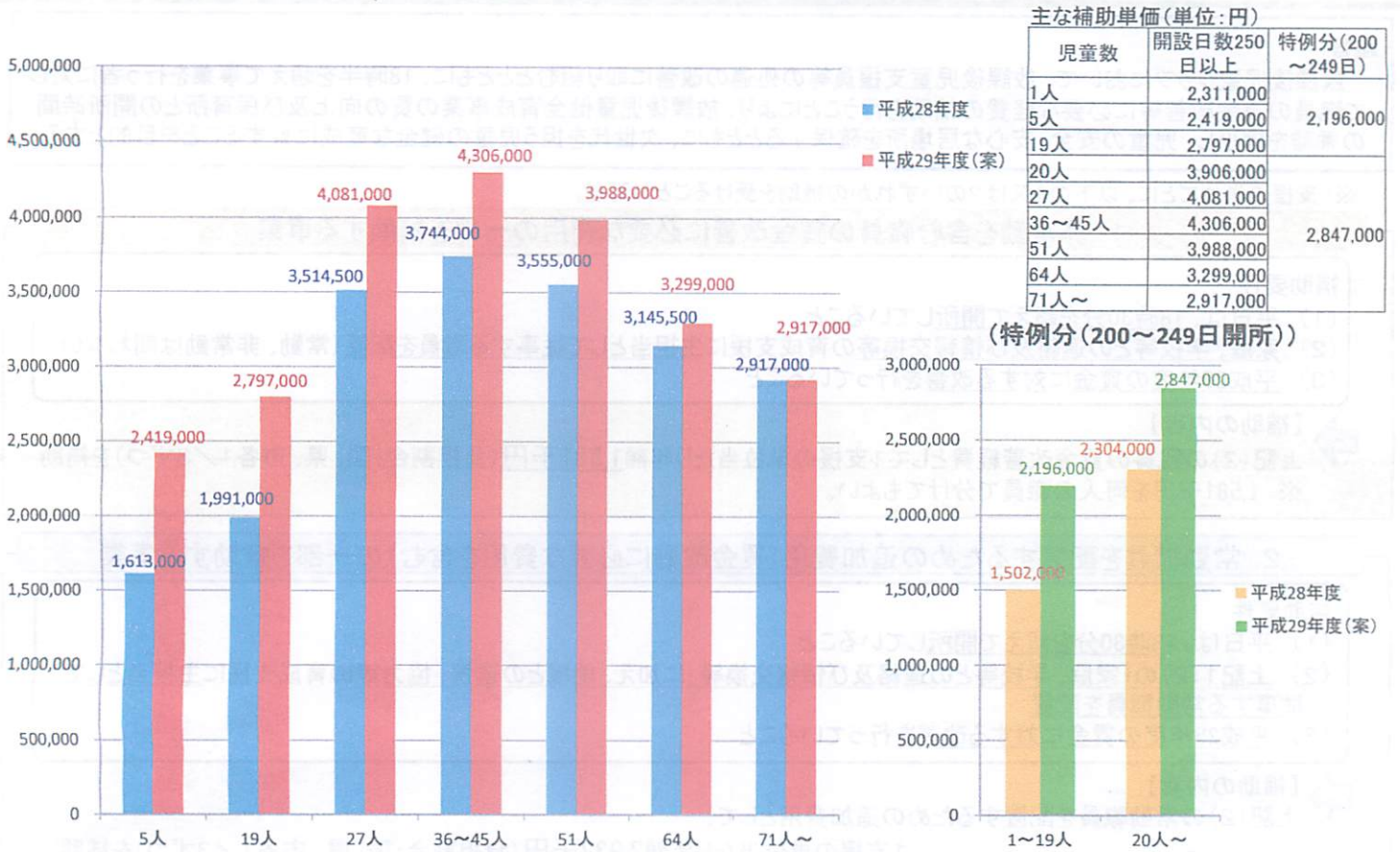
○国庫補助額の算定方法

- ・補助対象経費の算定: 常勤職員の人員費総額6,000,000円(①+②)から、運営費における人員費相当分2,941,000円(③+④)を除いた額(運営費における人員費分をどこに充当するかは各クラブの裁量)3,059,000円(⑤+⑥)が補助対象経費となる
- ・国庫補助額の算定: 3,059,000円(補助対象経費) > 2,932,000円(国庫補助基準額: 上限) → 国庫補助額は2,932,000円(比較して低い方)となる

38

(参考1)

平成28年度と平成29年度(案)の国庫補助基準額の比較



※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H28年度:544千円、H29年度案:559千円)を含む。

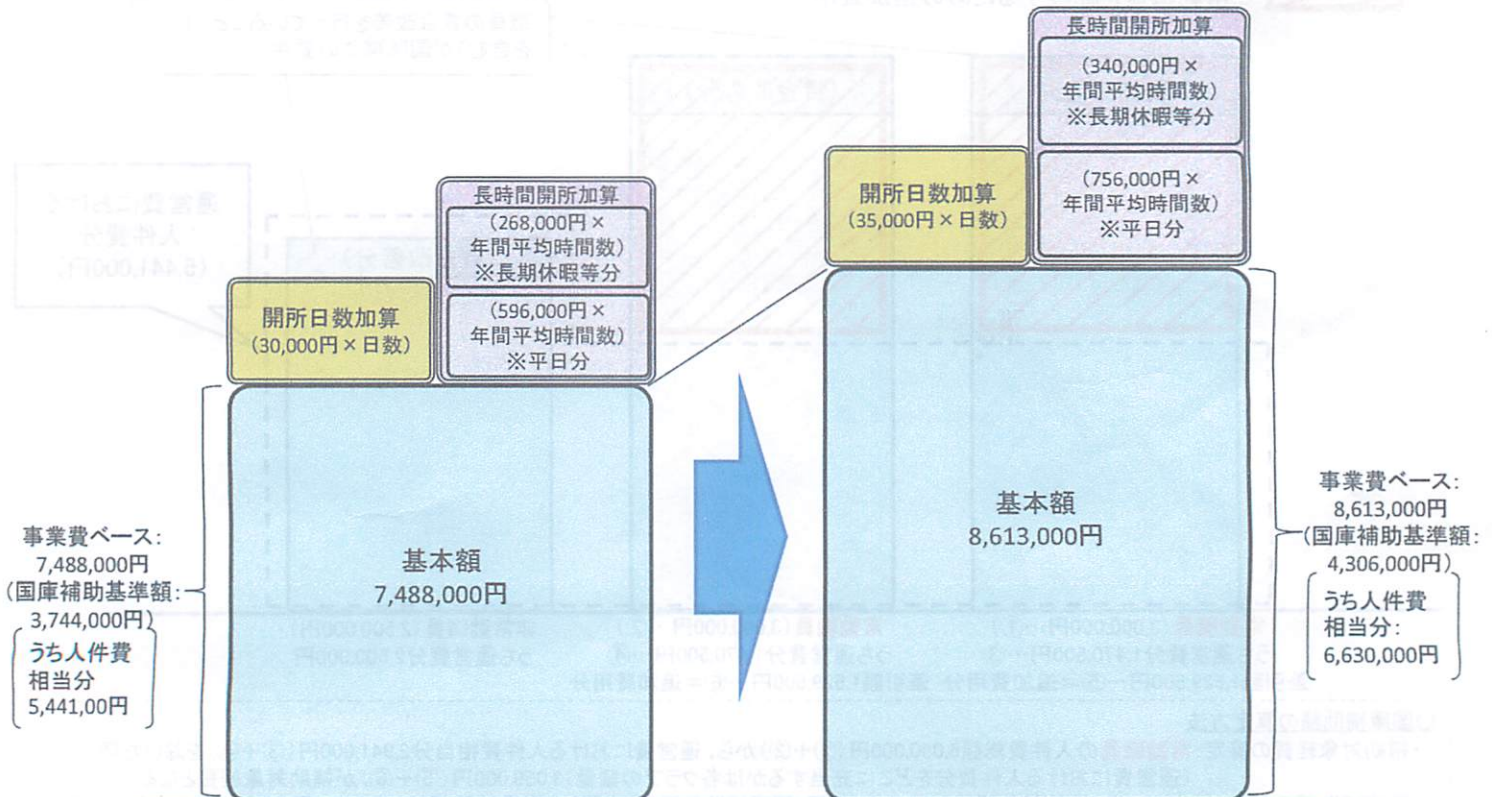
35

(参考2)

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

平成28年度
(36~45人単価)

平成29年度(案)
(36~45人単価)



36